免税の要件

- 農業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を 受けて農作業を行う者が、農業の用に供する機械のうち、道路運送車両法第4条の規定に よる登録を受けていない(いわゆるナンバープレートをつけていない)ものの動力源の用 途であることが免税要件となります。
- 免税の対象となる機械は、動力耕うん機その他の耕うん機整地用機械(トラクター、ブルド-ザー等)、栽培管理用機械(施肥用機械、播種機等)、収穫調整用機械(脱穀機、籾すり機等)、植物繊維用機械(わら加工機械、繊維加工用機械)、畜産用機械(飼料粉砕機、飼料配合機械等)が該当します。

申請に必要な書類

【免税軽油使用者証の交付】…有効期間は3年を超えない範囲で設定。

(最長でも令和9年3月31日まで)

※① :	免税軽油使用者証交付申請書	(第 16 号の 16 の 2 様式)	
--------	---------------	---------------------	--

- ※② │誓約書(第16号の18様式)……法人の場合は「役員の住所・氏名一覧表」も提出
- ※③ 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
 - 4 本人確認書類

個人の場合 → 運転免許証等の写し又は住民票(写し可) 住民票は、個人番号の記載がないもので可

法人の場合 → 履歴事項全部証明書(写し可)、定款(写)

- ⑤ 機械の写真(前・横・後方の写真で機械名等が確認できるもの、アワーメーター等の数値 のわかるもの)
- ⑥ 機械の型式、定格出力、タンク容量、燃料消費量(率)が確認できるもの(写) (カタログ・スペック表・発注書など)
- ⑦ |機械の使用権確認書類

自己所有の場合 →償却資産台帳(写)、償却資産申告書(写)、売買契約書(写)など 自己所有でない場合 → リース契約書(写)

- ⑧ │機械の所在地が確認できる書類(写)(略図・地図など)
- ① 市区町村長又は市区町村農業委員会の発行する農業を営む者であることを証するに足りる書面(耕作面積等が記載されたもの)(写)

【**免税証の交付】…**有効期間は **1 年を越えない範囲で設定。**

- ※⑩ | 免税証交付申請書(第 16 号の 21 様式)
 - ⑪|交付を受けた「免税軽油使用者証」
- ※① | 免税証所要数量算出計算書
 - ※印の書類は、主税局ホームページ及び所管の都税事務所・支庁に様式があります。

「免税軽油使用者証」と「免税証」の受領及び返納の際には、それぞれ「受領書」と「返納書」(第 127 号様式(同一様式))をお渡ししますので、記入のうえ、ご提出ください。

免税軽油使用実績報告の提出

毎月の免税軽油の使用実績について、毎月使用月の翌月末までに「免税軽油の引取り等に係る報告書」(第 16 号の 30 様式。所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。)に以下の書類を添付して所管の都税事務所・支庁にご提出ください。

- 免税軽油の引取り等に係る内訳書(所管の都税事務所・支庁、主税局ホームページに様式があります。)
- 納品書(軽油の納入を受けた者の氏名、給油した免税機械の番号等が記入されているもの)及び請求書の写し